

台風接近に伴う気象警報等の発令による特例講座の対応について

交通機関の不通

次の①、②のいずれかが該当する場合

①京都市バス・京都市営地下鉄全面不通

②下記の2以上の交通機関、指定区間において、全てまたは一部が同時に不通

- ・京阪電車（出町柳～淀屋橋）
- ・阪急電車（河原町～梅田）
- ・近鉄電車（京都～奈良）
- ・JR西日本（大阪～米原、京都～園部）

京都府南部（京都・亀岡）に気象警報発令の場合

①暴風警報（京都府南部（京都・亀岡区域）に台風接近に伴い発令された場合）

②特別警報（警報の種類にかかわらず、京都府南部（京都・亀岡区域）に発令された場合

授業及び単位認定の取り扱い

1. 授業等の開講基準

①午前 8時までに交通機関開通・警報解除 → 2講時(10:40)から実施 → 2講時～5講時

②午前 10時までに交通機関開通・警報解除 → 3講時(13:00)から実施 → 3講時～5講時

③午前 10時をすぎても交通機関開通・警報解除されない場合 → 全日休講

2. 休講となった場合の単位認定に関する取り扱い

- ・休講となった場合は、補講を別途行います。